

# 鳥取縣公報

號

外

土曜日

昭和十三年十二月二十四日

縣

令

◇鳥取縣令第六十四號

昭和十三年三月鳥取縣令第三號揮發油及重油販賣取締規則施行細則中左ノ通改正ス

昭和十三年十二月二十四日

鳥取縣知事

立

田

清

辰

第一條中「船舶ニ使用セントスル場合ニ於テハ船籍港（漁船竝ニ船鑑札規則第一條第一號第二號ニ掲グル船舶ニ在リテハ其ノ所有者ノ住所）ヲ管轄スル警察署長ヲ」ノ次ニ「第一條ノ二ノ規定ニ依リ指定ヲ受ケタル團體ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル警察長ヲ」ヲ加ヘ左ノ但書ヲ追加ス

但シ知事必要ト認ムルトキハ別ニ經由警察署長ヲ指定シ又ハ直接擔出セシムルコトアルベシ

第一條ノ二 規則第五條ノ二ノ規定ニ依リ指定ヲ受ケントスル團體ハ左ノ事項ヲ具シ主タル事務所所在地ヲ管轄スル警察署長ヲ經由シ知事ニ申請スベシ

- 一 團體名及代表者氏名
- 二 團體組織者ノ住所氏名及承諾書

- 三 主たる事務所ノ所在地
- 四 役員ノ住所氏名
- 五 定數又ハ規約
- 六 購買券ノ配分方法

第一條ノ三 前條ニ依リ指定ヲ受ケタル団体ニシテ購買券ヲ交付スルニ不適當ト認ムルトキハ知事其ノ指定ヲ取消スコトアルベシ

第三條中「警察署長之ヲ交付スルモノトス」ヲ「警察署長又ハ知事之ヲ交付スルモノトス」ニ改ム  
第七條中「規則第十二條ノ規定ニ依ル報告書」ノ次ノ「ハ」ヲ削リ次ニ「ニハ集計表ヲ作製添付シ」ヲ加ヘ「毎月七日」ヲ「毎月五日」ニ改ム

第九條中「同第十二條ノ規定ニヨル報告書」ノ次ニ「竝ニ集計表」ヲ加フ  
第十條ヲ左ノ如ク改ム

規則及本令ニ依ル申請、願届、帳簿、報告書及集計表ハ別記様式ニ依ルベシ

附

則

本令ハ昭和十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第七條ノ改正規定ハ昭和十四年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

従前ノ様式ニ依ル購買券ヲ所持スル者ニシテ改正様式ニ依ル購買券ト引換ヘントスル者ハ前記第十號様式ニ依ル引換申請書ヲ其者ノ購買券交付所轄警察署長ヲ經由シ知事ニ提出スベシ  
改正様式ニ依ル購買券ハ引換申請書ヲ經由シタル警察署長ヨリ之ヲ交付ス

第一號様式 (規則第六條ニ依ル購買券交付申請書様式)

揮發油購買券交付申請書

鳥取縣知事

昭和 年 月 日

殿

住所

職業 申請者 氏

名印

警察署 署長 格 年 月 日 交付 備考

(ガソリン機関車ガソリン自動車) (ディーゼル機関車ディーゼル自動車)

( 月分 ) 自 動 車

車 輛 種 別	車輛番號	車 輛 數	申 請 數 量	特 別 用 途						
				用途別	車輛番號	車輛數	申請數量	車庫所在地		
公 署 用 普 通 乘 用										
自 用	普 通									
	特 種									
	小 型	四 輪 車								
	小 型	二 輪 車								
家 貨 用	普 通	氣 筒 容 積 2000 疋 以 上								
		〃 1000 疋 以 上								
		〃 1000 疋 未 滿								
	特 種 第 一 種									
營 業 用	小 型	四 輪 車								
	小 型	三 輪 車								
	乘 用	ハ イ ヤ ー								
	乘 用	タ ク シ ー								
業 貨 用	普 通	積 載 量 2000 疋 以 上								
		〃 1000 以 上								
		〃 1000 疋 未 滿								
	特 種 第 一 種									
小 型	四 輪 車									
小 型	三 輪 車									
ガソリン 動 車										
ガソリン 機 關 車										
計										
揮 發 油	券 別	申請購買券ノ枚數	申請數量	交付決定枚數	交付決定量	券 別	申請購買券ノ枚數	申請數量	交付決定枚數	交付決定量
	1 ガロン券	枚	ガロン	枚	ガロン	リットル券	枚	リットル	枚	リットル
	5 ガロン券	枚	ガロン	枚	ガロン	リットル券	枚	リットル	枚	リットル
	リットル券	枚	リットル	枚	リットル	リットル券	枚	リットル	枚	リットル
	合計		ガロン		ガロン	油		リットル		リットル

註

6 5 4 3 2 1  
 該當欄ニ記入シ難キモノハ別紙ニ認メ本紙ニ添付スルコト  
 特別用途ニ自家用ノモノニ付テハ別紙ニ認メ本紙ニ添付スルコト  
 練習用車ハ自家用ノモノニ付テハ別紙ニ認メ本紙ニ添付スルコト  
 車輛番號ナキ自動車ヲ一時運搬ノ許可申請ト共ニ本申請ヲナサントスルキハ自家用車輛番號相當欄及他ノ適當欄ヲ  
 利用シ車名、出發地、到着地及此程ヲ記載スルコト  
 ガソリン自動車ニ付テハ馬力數一日平均運行此程、一疋當燃料消費量ヲ別紙又ハ本紙適當欄ニ記載スルコト  
 關車ニ付テハ馬力數一日平均運行此程、一疋當燃料消費量ヲ別紙又ハ本紙適當欄ニ記載スルコト

(用紙美濃判半切)

第二號様式 (規則第六條ニ依ル購買券交付申請書様式)

揮發油 重油購買券交付申請書

昭和 年 月 日

鳥取縣知事

殿

住所 職業

申請者 氏

名 印

申請数量		揮發油		ガロン リットル		重油		リットル		警察部處理欄	
		用途		漁業		營業種類		其ノ他		警察部處理欄	
使用設備ノ概要		機 關		型 式		純馬力		總噸數			
		汽 缸								一日平均 航行里程	
										航行區域 出漁區域	
		主 機		一日ノ燃料消費量		補 關		一日ノ燃料消費量		警察部處理欄	
關		一日ノ使用時間		助 機		一日ノ使用時間					
		一月ノ使用日數				一月ノ使用日數					
用 使 豫 定 期 間		自 昭和 年 月 日		至 昭和 年 月 日						昭和 年 月 日 交付	
交付ヲ受ケントスル購 買券ノ種類 枚數		揮發油		ガロン券 リットル券						枚 枚	
		重 油		リットル券						枚	
前回購買券ノ交付ヲ受 ケタル年月日及數量		昭和 年 月 日		揮發油		ガロン リットル				備 考	
				重 油		リットル					
交 付 決 定 數 量		揮發油		ガロン リットル		ガロン券 リットル券				枚 枚	
		重 油		リットル		リットル券				油	
		船舶検査證ノ有効期間 (検査證ナキモノニ在) リテハ建造年月日		自 至		船舶國籍證書番號					
		船 籍 港 又 ハ 定 繫 場				船鑑札番號					

註  
1、用途欄中必要以外ノ業種ハ抹消シ運輸業、漁業等ニ依ル能ハザルモノ例ヘバ遊覽用貸船  
2、網船、釣船、競走用等ノモノハ其ノ他ノ空欄ニ其ノ業種ヲ記載スルコト  
3、一日ノ燃料消費量一日ノ使用時間ハ一日ノ平均ヲ記載スルコト

(用紙美濃判半切)

第三號様式 (規則第六條ニ依ル購買券交付申請書様式)

揮發油、重油購買券交付申請

(用紙美濃判半切)

昭和 年 月 日

住所 職業

申請者 氏

名 印

鳥取縣知事

殿

用途	區分	申請購買券ノ枚數及數量		交付購買券ノ枚數及數量		前回交付購買券ノ枚數及數量		前國購買券ノ交付ヲ受ケタル年月日	昭和 年 月 日	使用豫定期間	警察部處理欄					
		枚 數	數量	枚 數	數量	枚 數	數量									
		ガロン	リットル	ガロン	リットル	ガロン	リットル									
揮發油	1 ガロン	枚	ガロン	枚	ガロン	枚	ガロン	昭和 年 月 日	交付		考					
	5 ガロン	〃	ガロン	〃	ガロン	〃	ガロン									
	5 リットル	〃	リットル	〃	リットル	〃	リットル									
	10 リットル	〃	リットル	〃	リットル	〃	リットル									
	18 リットル	〃	リットル	〃	リットル	〃	リットル									
	100 リットル	〃	リットル	〃	リットル	〃	リットル									
	1キロリットル	〃	リットル	〃	リットル	〃	リットル									
	計	〃		〃		〃										
	重油	18 リットル	〃	リットル	〃	リットル	〃					リットル	至自	昭和	年月	日日
		90 リットル	〃	リットル	〃	リットル	〃					リットル				
180 リットル		〃	リットル	〃	リットル	〃	リットル									
10キロリットル		〃	リットル	〃	リットル	〃	リットル									
計	〃	リットル	〃	リットル	〃	リットル										
使用設備ノ概要																

註 使用設備概要欄ニハ發電機、唧筒、暖房爐、燒却爐、火葬爐等設備ノ種別、臺數及各消費量ヲ記入スルコト

第四號様式 (規則第六條ニ依ル購買券交付申請書様式)

(用紙美濃判半切)

揮發油購買券交付申請書

昭和 年 月 日

鳥取縣知事

殿

住所 職業  
申請者 氏

名 印

使用場所在地	用途	業務別	申請數量		ガロン リットル		警察部處理欄
			申請數量	決定數量	ガロン	リットル	
市郡 村町 番	區分	申請購買券ノ枚數 及 數量	交付購買券ノ枚數 及 數量	前回交付購買券ノ枚數 及 數量	ガロン	リットル	警察部處理欄 昭和 年 月 日 交付 昭和 年 月 日 交付 昭和 年 月 日 交付 昭和 年 月 日 交付
	券別	枚數	枚數	枚數	枚數	枚數	
	1 ガロン	枚	枚	枚	枚	枚	
	5 ガロン	枚	枚	枚	枚	枚	
	5 リットル	枚	枚	枚	枚	枚	
	10 リットル	枚	枚	枚	枚	枚	
	18 リットル	枚	枚	枚	枚	枚	
	100 リットル	枚	枚	枚	枚	枚	
	1 キロリットル	枚	枚	枚	枚	枚	
計	枚	枚	枚	枚	枚		
工場名又ハ 事業場名	作業時間		自 時 分 至 時 分 時間		貯藏庫		警察部處理欄 昭和 年 月 日 交付 昭和 年 月 日 交付 昭和 年 月 日 交付
	職工數	男女	名	原動機馬力數	馬力	貯藏量	
使用設備ノ概要							考

註 ト ガンリン機關ヲ使用スル場合ハ使用設備欄ニ機關ノ能力ヲ示ス標準又ハ寸法ヲ記載スルコ

第五號様式 (規則第六條ニ依ル購買券交付申請書様式)

(用紙美濃判半切)

重油購買券交付申請書

昭和 年 月 日

鳥取縣知事

殿

住所職業  
申請者 氏

名 印

使用用途	業務別	申請數量		リットル		警察部處理欄	
		決定數量	リットル	決定數量	リットル		
使用場所 市郡 村町 番地 工場名又ハ 事業場名	區分	申請購買券ノ枚數	交付購買券ノ枚數	前回交付購買券ノ枚數及數量		警察部處理欄	
		枚數	枚數	枚數	數量	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
		リットル	リットル	リットル	リットル	交付	交付
		リットル	リットル	リットル	リットル	月	月
		リットル	リットル	リットル	リットル	日	日
		リットル	リットル	リットル	リットル	備考	備考
焚燒量間 自 時 分 至 時 分 時間							
職工數		男	女	名	原動機馬力	馬力	貯藏庫
窯 爐 竈				汽 罐 (機 關)			
種類・型式	能力ヲ示ス主要寸法	標準又ハ法	基數	種類・型式	汽罐檢査證番號	傳熱面積(M) <sup>2</sup>	基數
種類又ハ名稱	電動機馬力數	每時最大消費量	基數	種類又ハ名稱	電動機馬力數	每時最大消費量	基數
構造	口徑	高	基數	構造	口徑	高	基數
突				突			

註  
1、煙突ニシテ窯、爐、竈ト汽罐ト共通ノモノハ其ノ旨記載スルコト  
2、機關ニ在リテハ使用設備ノ概要ハ汽罐ノ欄ニ便宜記入シ馬力數ハ傳熱面積欄ニ記載ス  
3、汽罐取締令ニ依ル汽罐、原動機取締規則ニ依ル原動機ニ使用スルモノハ本申請書ニ記載スルコト

第六號様式 (規則第六條ニ依ル購買券交付申請書様式)

(用紙美濃判半切)

揮發油、重油購買券交付申請書

鳥取縣知事 昭和 年 月 日 住所職業申請者 氏 名 印

( 月分 ) 一 般 消 費 ( 公 民 )

用途	申請		揮發油		ガロン		定		油揮		ガロン		警察部處理欄
	枚	量	重	油	リ	トル	数	決	重	油	リ	トル	
揮發油	1	枚	ガ	リ	枚	ガ	枚	枚	枚	ガ	枚	ガ	警察部處理欄
	5	枚	ガ	リ	枚	ガ	枚	枚	枚	ガ	枚	ガ	
	5	枚	リ	トル	枚	リ	枚	枚	枚	リ	枚	リ	
	10	枚	リ	トル	枚	リ	枚	枚	枚	リ	枚	リ	
	18	枚	リ	トル	枚	リ	枚	枚	枚	リ	枚	リ	
	100	枚	リ	トル	枚	リ	枚	枚	枚	リ	枚	リ	
	1	枚	キ	リ	枚	キ	枚	枚	枚	リ	枚	リ	
計													
重油	18	枚	リ	トル	枚	リ	枚	枚	枚	リ	枚	リ	警察部處理欄
	90	枚	リ	トル	枚	リ	枚	枚	枚	リ	枚	リ	
	180	枚	リ	トル	枚	リ	枚	枚	枚	リ	枚	リ	
	1	枚	キ	リ	枚	キ	枚	枚	枚	リ	枚	リ	
	10	枚	キ	リ	枚	キ	枚	枚	枚	リ	枚	リ	
計													
使用設備ノ概要												警察部處理欄	
												昭和 年 月 日 交付	
												定期間自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日	
												考 備	



第七號様式 (規則第十條ニ依ル届書様式)

(用紙美濃判半切)

揮發油 販賣場開設 (變更、廢止) 届	取扱ニ係ル石油ノ種類	精製業者特約店 小賣店藥品店ノ別	販賣場ノ位置	販賣場ノ名稱	販賣業者又ハ石油精製 業者住所氏名又ハ名稱	貯藏設備概要 並最大貯藏量	計量器ノ種別	備考	右及開設 (變更廢止) 届候也 住所 昭和 年 月 日 届出人 氏 名 印 鳥取縣知事 殿
---------------------	------------	---------------------	--------	--------	--------------------------	------------------	--------	----	---

註1、貯藏設備概要欄ニハ貯藏庫地下槽等ノ別及其ノ箇數(貯藏設備ナキモノハ其ノ旨)ヲ記載スル  
コト  
2、計量器ノ種別欄ニハ「ガロン」又ハ「リットル」ノ別及其ノ基數ヲ記載スルコト









第十一號様式 (規則第十二條ニ依ル報告書様式)

(用紙美濃判半切)

報 告 書

月分ニ於ケル左記書類別添ノ通り相違無之候間揮發油及重油販賣取締規則第十二條ニ依リ此  
段及御報告候也

昭和 年 月 日

販賣場所在地

名 稱 又 ハ 氏 名 印

鳥取縣知事

殿

記

- 一、月分發油及重油受入、販賣、使用高集計表
- 一、揮發油(重油)受入及拂出日計簿寫
- 一、揮發油(重油)特別販賣簿寫
- 一、揮發油(重油)自家使用簿寫
- 一、引換ヘタル購買券

註—本報告書ハ販賣場毎ニ作成スルコト

購買券引換申請書

引換ヲ受ケントスル舊購買券	揮發油又ハ 重油ノ別	申請者ノ 業種
	交付ヲ受ケントスル新購買券	
種 類	枚 數	種 類
		枚 數
使 用 設 備	種 別	所在地
	使用設 備ノ數	工場事業場事務所又ハ營業所船 船ニ在リテハ船籍港其 他ハ申請者ノ住所地
ジ 理 由	タ ル	所在地管轄警察署名
		同 上
生 理	餘 剩 タ ル	

右舊購買券新規購買券ト引換相成度舊購買券相添へ此段及申請候也

昭和 年 月 日 住所

申請人

氏 名 印

鳥取縣知事

殿

註

1、本申請書ニハ引換ヲ受ケントスル舊購買券ヲ添附スルコト

2、使用設備ノ種類ハ左ノ區別ニ從ヒ記載スルコト

(イ) 揮發油

(一) バス (二) 大型事業 (三) タクシー、ハイヤー

(四) 貨物 (五) 家用乗用車 (六) 特種用 (七) 地方鐵

道軌道ニ依ルガソリンカー用 (八) 其他ノガソリンカー用

(九) 工業其ノ他用 (十) 船舶用 (十一) 漁船用

(ロ) 重油

(一) 工鑛業其ノ他用 (二) 船舶用 (三) 漁船用

3、使用設備數ノ欄ニハ自動車ニ在リテハ車輛數及車輛番號其

ノ他ノモノニ在リテハ臺數隻數又ハ爐ノ基數等ヲ記載スル

コト

# 鳥取縣公報

號 外  
昭和十三年十二月二十四日

土曜 日

## 告 示

◆鳥取縣告示第七百五十九號

昭和十三年七月九日商工省令第五十六號物品販賣價格取締規則第一條ニ依リ雜品及燃料品ノ本縣ニ於ケル最高販賣價格ヲ左ノ通指定シ昭和十三年十二月二十四日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年十二月二十四日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

履 物 類

品 名	種 別	單 位	小 賣 價 格	備 考
男 物 下 駄	天一桐ハギ天張	一 足	五五	
同	同	同	五二	
同	同	同	四八	
同	天一桐ハギ二重張	同	五八	





同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
子 供 下 駄	同	同	同	子 供 指 齒	男 物 鼻 緒	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
杉 黒 塗 利 久	白 松 ロ イ ド 張	白 松 ロ イ ド 張	同	桐 樺 ナ 齒 入 高 サ シ 厚 齒 六 五	桐 樺 ナ 齒 入 高 サ シ 厚 齒 六 寸	桐 樺 ナ 齒 入 高 サ シ 厚 齒 五 五	桐 樺 ナ 齒 入 高 サ シ 厚 齒 五 五	同 樺 ナ 齒 入 高 サ シ 厚 齒 五 寸	安 全 革	上 別 珍	普 通 別 珍	新 八 重	上 等 八 重	同	同	同	同	
六五	六寸	五五	六五	六寸	六寸	五五	五五	五寸	寸三	二寸	二寸	十立	九立	五立	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二三	二五	二四	二三	三四	三〇	二五	二八	一八	二〇	一六	二〇	一八	二七	四五	二七	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
女 物 鼻 緒	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
銀 賞	應 天	上 等 新 本 天	新 本 天	黒 別 珍	安 全 革	普 通 別 珍	應 天	同	上 等 新 本 天	普 通 新 本 天	美 染 ポ プ 文 化 普 通	新 本 天	同	同	同	同	同	
十立	六立	五立	南京入	寸八	寸三	寸三	六立上	下	六立	六立	六立	マニラ入	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三〇	四〇	二五	二八	二三	二〇	〇八	三五	三二	二二	二〇	二〇	二五	二五	二八	同	同	同	同

同	爪	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	革																			
別珍上生地	ゴム	本革	同	並ゴム底藁表レザー巻男テレンプ	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
學童用		男女用	下		男女別珍緒付	七寸	同	小物	同	厚ゴム底藁表レザー巻男テレンプ	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
、一五	、二〇	、六五	、五五	、三五	、三〇	、二七	、二五	、四〇	、五一	、四〇	、三四	、四〇	、四〇	、二七	、二七	、二七	、二七	、二七	、二七	、二七
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

註  
 内ノ加工賃ヲ加フルコトヲ得  
 モード履、八ツ折草履、ゴム裏草履、ヲ除ク外完成品ニ付テハ五分以下ノ口銭ヲ加フルコトヲ得  
 ロイド張ハ七寸以上ハ一足ニ付五錢以内六五以下ハ一足ニ付三錢以内二重張ハ一足ニ付十錢以

木 イ 白 炭	名 柄	等 級	單 位	最高卸賣價格	最終持込最高 販賣價格	備 考
極 小 丸	極 上	極 上	二〇	二、二三	二、三八	
同	上	並上	同	二、一八	二、三三	
同	極上	極上	同	二、〇八	二、二三	
同	並上	並上	同	二、〇〇	二、一五	
同	極上	極上	同	一、九五	二、一〇	
同	並上	並上	同	一、八五	二、〇〇	
同	極上	極上	同	一、七五	一、九〇	
同	並上	並上	同	一、九三	二、〇八	
同	極上	極上	同	一、八三	二、一三	
同	並上	並上	同	一、七三	一、八八	
同	極上	極上	同	一、九〇	二、〇五	

檜	同	同	同	檜	同	同	同	檜	同	同	檜	同	同	同
中				荒				込			小			
炭											九			
極	並	並	上	極	並	並	上	極	並	上	極	並	並	上
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一、八〇	一、六三	一、七三	一、八三	一、八八	一、六五	一、七五	一、八五	一、九〇	一、九八	二、〇八	二、一三	一、五五	一、七五	一、八五
一、九五	一、七八	一、八八	一、九八	二、〇三	一、八〇	一、九〇	二、〇〇	二、〇五	二、一三	二、二三	二、二八	一、七〇	一、九〇	二、〇〇

註	同	同	同	雜	同	同	同	雜	同	同	同	同	同	同
一				中				込			小			
檜				炭							九			
割	並	並	上	極	並	並	上	極	並	上	極	並	並	上
ハ	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
檜	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
ヨ	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
リ	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
拾	一、四三	一、五八	一、六八	一、七三	一、五八	一、六八	一、七三	一、七八	一、八三	一、九三	一、九八	一、四五	一、六五	一、七五
錢	一、五八	一、七三	一、八三	一、八八	一、七三	一、八三	一、八八	一、九三	二、〇三	一、九三	二、〇八	一、六〇	一、八〇	一、九〇
上	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
リ	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
ト	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
ス	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

口 黒 炭

名 柄	等 級	單 位	最高卸賣價格	最終持込最高 販賣價格	備 考
檜 小 丸	極 上	一五疚	一、四〇	一、五五	
同	並 上	同	一、三五	一、五〇	
同	極 上	同	一、三〇	一、四五	
檜 丸	極 上	同	一、五〇	一、六五	
同	並 上	同	一、四五	一、六〇	
同	極 上	同	一、四〇	一、五五	
檜 小 割	極 上	同	一、四五	一、六〇	
同	並 上	同	一、三〇	一、四五	
同	極 上	同	一、三五	一、五〇	
檜 中 炭	極 上	同	一、二五	一、四〇	
同	並 上	同	一、二〇	一、三〇	
同	極 上	同	一、一五	一、三〇	

檜 中 炭	極 上	同	一、一五	一、三〇
同	並 上	同	一、一〇	一、二五
同	極 上	同	一、〇五	一、二〇
檜 込	極 上	同	一、二五	一、四〇
同	並 上	同	一、二〇	一、三五
同	極 上	同	一、一五	一、三〇
檜 小 割	極 上	同	一、三五	一、五〇
同	並 上	同	一、三〇	一、四五
同	極 上	同	一、二五	一、四〇
檜 丸	極 上	同	一、四〇	一、五五
同	並 上	同	一、二〇	一、三五
同	極 上	同	一、一五	一、三〇
檜 小 丸	極 上	同	一、三〇	一、四五
同	並 上	同	一、二五	一、四〇
同	極 上	同	一、二〇	一、三五

櫟	同	同	櫟	同	同	櫟	同	同	櫟	同	同	櫟	同	同
中			込			小			九			小		
炭						割						九		
極	並	上	極	並	上	極	並	上	極	並	上	極	並	上
上			上			上			上			上		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一、二〇	一、二三	一、二八	一、二三	一、二五	一、二〇	一、二五	一、二三	一、二五	一、二七	一、二七	一、二七	一、三〇	一、三五	一、四〇
一、二五	一、二八	一、三三	一、三八	一、三〇	一、三五	一、四〇	一、三三	一、三五	一、四二	一、四二	一、四二	一、四七	一、五二	一、五七

雜	同	同	雜	同	同	雜	同	同	雜	同	同	雜	同	同
中			込			小			九			小		
炭						割						九		
極	並	上	極	並	上	極	並	上	極	並	上	極	並	上
上			上			上			上			上		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一、二〇	一、二三	一、二八	一、二三	一、二五	一、二〇	一、二五	一、二三	一、二五	一、二七	一、二七	一、二七	一、三〇	一、三五	一、四〇
一、二五	一、二八	一、三三	一、三八	一、三〇	一、三五	一、四〇	一、三三	一、三五	一、四二	一、四二	一、四二	一、四七	一、五二	一、五七

品名	種類	類	包裝	直徑	高サ	重量	單位	最高卸賣價格 (店先渡シ)	最終持込最高 販賣價格	
煉炭	明	小	同	三寸五分	寸以上	、一六五	一ヶ	、〇三三	、〇二四	
				三寸	寸以上	、二五〇	一ヶ	、〇三六	、〇四二	
		小	同	四寸	寸以上	、三三〇	一ヶ	、〇四〇	、〇四六	
				四寸	寸以上	、三九〇	一ヶ	、〇四二	、〇五〇	
		小	同	五寸	寸以上	、六〇〇	一ヶ	、〇八五	、〇九五	
				五寸	寸以上	、六六〇	一ヶ	、〇九五	、一一〇	
	小	同	六寸	寸以上	、一〇〇〇	一ヶ	、一三五	、一五〇		
			六寸	寸以上	、一三〇〇	一ヶ	、一六五	、一八五		
	煉炭	養蠶用	同	同	六、八〇	四、九〇	一、六〇〇	同	、一八〇	、二〇〇
					七寸	五、〇〇	一、七〇〇	同	、二一〇	、二三五
			同	同	六、六五	四、八〇	一、五五〇	同	、二六六	、二九〇
					七寸	四、八〇	一、五五〇	同	、二六六	、二九〇
同			同	六、八〇	四、九〇	一、六〇〇	同	、一八〇	、二〇〇	
				七寸	五、〇〇	一、七〇〇	同	、二一〇	、二三五	

品名	重量 (正味)	最高卸賣價格	最終持込最高 販賣價格	備考
豆炭	一八斤	一、〇五	一、二〇	
	二五斤	一、四〇	一、六五	

註 包装材料 紙包ハ一袋ニ付三錢増トシ木箱ハ實費トス  
 個數賣ニ於テ一錢未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ五個以上ノ場合ハ厘位ヲ四拾五入シ四個以下ノ  
 場合ハ厘位ヲ切上ゲルモノトス  
 豆 煉炭 (一袋ニ付)

品名	重量 (正味)	最高卸賣價格	最終持込最高 販賣價格	備考
豆炭	一八斤	一、〇五	一、二〇	
	二五斤	一、四〇	一、六五	